令和6年4月24日財務部課税課

専決処分の承認(世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例)

1 条例改正の事由

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、世田谷区特別区税条例(昭和39年12月条例第74号)の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

2 条例改正の概要

特別区民税の定額による所得割の額の特別控除(以下、「定額減税」という)について

令和6年度の特別区民税について、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限り、本人1万円、控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合は、さらに1人につき1万円(同一生計配偶者の場合は令和7年度分の所得割から1万円)の定額減税が実施されることになり、合わせて定額減税対象者の特別区民税の徴収時期等が変更になるため、それに対応する条例の改正を行う。なお、特別区民税の減税分については、全額国費で補填される。

3 専決処分日 令和6年4月1日

4 施行日

公布の日施行

5 周知方法

改正条例の公布後速やかに区ホームページに掲載し、周知を図っている。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前
○世田谷区特別区税条例	○世田谷区特別区税条例	
昭和39年12月26日条例第74号		昭和39年12月26日条例第74号
付則		
(令和6年度分の区民税の特別税額控除)		
第3条の7 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項		
及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6		
年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下であ		
る所得割の納税義務者(次条及び付則第3条の9において「特別税額		
控除対象納税義務者」という。)の第18条から第20条の3まで、付則		
第2条の4第2項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第		
1項、前条及び付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額		
から控除する。		
2 前項の規定の適用がある場合における第20第2項、第35条の5第		
1項及び前条の規定の適用については、第20条第2項及び前条中「附		
則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5		
条の8第6項」と、第35条の5第1項中「課した」とあるのは「付則		
第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」		
と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとし		
た場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、付則第		
3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年		
<u>中」とする。</u>		
(令和6年度分の区民税の納税通知書に関する特例)		
第3条の8 令和6年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記		
載すべき各納期の納付額については、第29条の規定にかかわらず、		
<u> 次に定めるところによる。</u>		
(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収		

改正後 に係る区民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合 に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。)、特別税額控除前 の普通徴収に係る都民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項 の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る都 民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以 下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額」と いう。)からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都 民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額 (以下この項において「普通徴収の住民税に係る特別税額控除額」と いう。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額を4 で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は 当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその 全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。 に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る 住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において 「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に 記載すべき各納期の納付額は、第28条第1項に規定する第1期の納 期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。) においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の住民税に 係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期に おいてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第28条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴

改正後 収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第28条第1項 に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」とい う。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において 「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 今和6年度分の区民税(第1期納期から第35条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を 同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合について は、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例)

第3条の9 今和6年度分の区民税に限り、第35条の2第1項の規定 により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に

係る区民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。)の額及び同条2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額については、次に定めるところによる。

(1)特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係 る区民税の額(付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとし た場合に算出される第35条の2第1項に規定する前年中の公的年金 等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収 を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。 の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額 及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第 1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等 割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において |年金所 得に係る区民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税 額控除前の普通徴収に係る区民税の額(特別税額控除前の年金所得 に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額 (特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の2分の1に相当す る額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下 この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未 満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるとき は、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項にお いて「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴 収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項 において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納 期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等 に係る所得に係る区民税の額(以下この項において「普通徴収対象税 額」という。)並びに第35条の3に規定する特別徴収対象年金給付の 支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係

改正後	改正前
る所得に係る区民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収	
対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金	
額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除	
<u>した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分</u>	
金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11	
月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係	
る区民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数が	
あるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数	
金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金	
額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特	
別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下こ	
の項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1	
日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当	
する税額とする。	
(2)特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る	
特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の	
第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合に	
は、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における	
税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額	
とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区	
民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年	
度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはそ	
の者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日から3月31日の10月1日の10月1日の10月1日の10月1日日の10月1日日の10月1日日日日日日日日日日	
日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
(3)特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る	
特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額と	
の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期	
分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通	

改正後 徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期 における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1 日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者 の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金 所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する 税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者 の分割金額に相当する税額とする。

- (4)特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5)特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合計額に相当する税額とする。

	实业 员
2 前項の	規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用に
ついては	、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度
の初日の	属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における
当該特別	徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の
回数で除	して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第1項各号に規
定する特	別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

改正後

- 3 令和6年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税 の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定 めるところによる。
- (1)特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2)特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る 特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別 徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30

改正後	改正前
日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の	
1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金	
額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控	
除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日ま	
での間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
(3)特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る	
特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計	
額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属す	
<u>る年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないも</u>	
のとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第	
35条の5第2項の規定により読み替えられた第35条の2第1項に規	
定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。	
4 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用に	
ついては、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度	
の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における	
当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の	
回数で除して得た額」とあるのは、付則第3条の9第3項各号に規	
定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。	
5 令和6年度分の区民税につき第35条の6第1項の規定の適用があ	
<u>る場合については、前各項の規定は、適用しない。</u>	
(令和7年度分の区民税の特別税額控除)	
第3条の10 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項	
及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7	
年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象	
納税義務者の第18条から第20条の3まで、付則第2条の4第2項、	
付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項、付則第3条の	
6及び付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除	
>	

する。

改正後	改正前
(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)
第4条 略	第4条 略
2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に	2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に
規定する場合において、第23条第1項の規定により申告書に肉用牛	規定する場合において、第23条第1項の規定により申告書に肉用牛の
の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所	売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の
	明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に
金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付	係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条
則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2	の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び
第1項及び付則第3条の6の規定にかかわらず、法附則第6条第5	前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合
項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	計額とすることができる。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 前項の規定の適用がある場合における第20条の3第1項の規定の
	適用については、 <u>同項</u> 中「第18条から前条まで」とあるのは <u>、</u> 「第18
<u>項</u> 中「第18条から前条 <u>まで</u> 」とあるのは「第18条から前条 <u>まで及び付</u>	
則第4条第2項」と、付則第3条の7第1項中「前条及び」とあるの	1
は「前条、付則第4条第2項及び」と、前条中「付則第3条の6及び」	
<u>とあるのは「付則第3条の6、次条第2項及び」</u> とする。	
(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)
第8条1~2略	第8条1~2略
$3(1)\sim(4)$ 略	$3(1)\sim(4)$ 略
(5)付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、	
付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあ	1
るのは、「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民	
税の所得割の額」とする。	
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)
第9条1~2略	第9条1~2略
$3(1)\sim(4)$ 略	$ 3(1)\sim(4)$
(5)付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、	
付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあ	

改正後	改正前
るのは、「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民	
税の所得割の額」とする。	
<u>がいが何句の強」とする。</u> 4 略	4 略
(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)	** 『『
第10条1~2略	第10条1~2略
$3(1)\sim(4)$ 略	$3(1)\sim(4)$
(5)付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、	
付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあ	
るのは、「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民	
一	
(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)	 (短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)
	第12条1~4略
$(5(1)\sim(4)$ 略	$5(1)\sim(4)$ 略
(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、	
付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあ	
るのは、「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民	1
<u>税の所得割の額」とする。</u>	
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)	 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)
第13条 略	第13条 略
$2(1)\sim(4)$ 略	$ 2(1)\sim(4)$ 略
(5)付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、	
付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあ	
るのは、「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民	
税の所得割の額」とする。	
 (先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)	(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)
第14条 略	第14条 略
2(1)~(4)略	2(1)~(4)略
4 (1) ~ (4) ��	2 (1) ~ (4) 時

7.7%	71.72
改正後	改正前
(5)付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、	
付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあ	
るのは、「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民	
税の所得割の額」とする。	
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)
第14条の2 略	第14条の2 略
$2(1)\sim(4)$ 略	$2(1)\sim(4)$ 略
(5)付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、	
付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあ	
るのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による	
区民税の所得割の額」とする。	
$3\sim4$ 略	3~5略
$5(1)\sim(4)$ 略	
(5)付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、	
付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあ	
るのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定に	
よる区民税の所得割の額」とする。	
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)
第14条の3 略	第14条の3 略
$2(1)\sim(4)$ 略	$2(1)\sim(4)$ 略
(5)付則第3条の7及び第3条の10の規定の適用については、付則	
第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるの	
は、「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民	
税の所得割の額」とする。	
3~4略	3~6略
5(1)~(4)略	
(5)付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、	
付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあ	
門別先の木ツ(先1頃区の刊別先の木ツ10中「川侍剖の領」とめ	

改正後	改正前
るのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による	
区民税の所得割の額」とする。	
6 略	
附 則	
この条例は、公布の日から施行する。	